

商品概要説明書

とびあネットバンク定期貯金

令和7年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	IB スーパー定期貯金 (単利型) とびあネットバンク定期貯金
2. 販売対象	個人のみ
3. 取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
4. 期 間	定型方式……1年
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○店頭表示金利に0.15% (年利率) 上乗せした金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時のIBスーパー定期1年もの (店頭表示金利) を当該満期日まで適用します。 ○取扱期間中、金融情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※ の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭及びJA とびあ浜松ホームページに表示しています。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	○預入時は、元金継続または元利金継続を選択いただきます。ただし、利息振込口座が通帳に登録されていない場合は、元金継続の選択はできません。 ○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いはできません。 ○通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。

10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 … 約定利率×50%
11. 貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融共済推進部推進企画課(電話:053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	○通帳式のみの取扱いとなります(総合口座通帳含む)。 ○満期解約予約については、総合口座通帳のみの取扱いとなります。ただし、メリットツアの基準明細の受入がある総合口座通帳はお取り扱いが出来ません。 ○メリットツア基準明細の受入れがされている定期貯金通帳、総合口座通帳にIBにより受入頂いた定期貯金はおまとめの対象外となります。 ○ネットバンクで契約した「IBスーパー定期」は、ネットバンクで満期日前に中途解約ができます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとぴあ浜松